

# 薬系技官は、幅広い分野で国民の「生きる」を支えています。

## 薬事分野

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等に基づき、世の中に流通する医薬品等を国民の皆様に安心して使ってもらえるようなルール作りを行います。

- 医薬品、医療機器、再生医療等製品、医薬部外品、化粧品等の品質・有効性・安全性の確保
- 麻薬・大麻・覚醒剤・危険ドラッグ等の取締り
- 献血の推進
- 医薬品の販売制度
- 薬剤師国家試験

## 保健医療分野

医療の一翼を担う薬剤師の役割及びそれを踏まえた診療報酬の在り方の検討や、医薬品等の価格を適正に評価し決定することで、国民が安心して医療を受けられるような体制を整えます。

- 診療報酬、調剤報酬
- 薬剤師の職能
- 薬価、材料価格
- 後発医薬品の使用促進

## 食品安全分野

食品衛生法等に基づき、食品の添加物や包装等のリスク管理を行うことで、「流通している食べ物は安心して食べられる」という“当たり前”を守ります。

- 食品添加物指定、規格基準
- 食品のリスク評価、安全監視
- 食品中の農薬等の残留基準
- 器具・容器包装の規格基準

## 化学物質分野

新規及び既存化学物質をはじめ毒物及び劇物から身近な家庭用品まで、国民の健康に関わる化学物質の安全対策を行います。

- 化学物質のリスク評価
- 家庭用品の安全対策
- 毒物・劇物の取締り

## 研究開発分野

医薬品等を大学や企業が開発しやすい環境を整えたり、研究予算を確保したりすることで、日本のライフサイエンス研究を支援します。

- 医薬品・医療機器・再生医療等製品等の研究開発の推進
- ライフサイエンス分野の研究開発の推進
- 医療系ベンチャー企業の支援

## その他行政分野

これらの分野に留まらず、国全体で進めていく施策に貢献することもあります。

- 国際案件
- 感染症対策
- 災害・テロ対策
- 政府の基本方針の調整

これらはほんの一例で、人々の健康や医療など、「生きる」に直結する仕事を担っています。

# さまざまなフィールドで活躍する薬系技官

薬系技官は、厚生労働省にとどまらず、他省庁や国際機関などへ出向し、幅広い場面で活躍して、経験を積む機会に恵まれています。

これらの業務は、厚生労働省の業務と相互に関係し合っていることが多いですが、厚生労働省の業務とは直接的には関係しない場合であっても、行政の仕事をしていく上での新たな気づきを得ることができます。

いずれの業務でも、薬系技官ならではの幅広い知識と経験、総合力が必要なものばかりです。

また、他の組織の職員の仕事の方法を学べることで、他の組織から厚生労働省という組織を客観的に見る機会が与えられていることにより、今後の厚生労働行政のコンサルテーション能力を養うことにもなります。

